

平成30年 第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成30年12月10日(月)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 職員監、人事課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 公文書管理と職員採用等について (三) 道の「特別な職員採用試験」について 次に、公文書管理と職員採用等についてのうち、道の特別な職員採用試験について伺います。 行政職員の採用については、毎年実施される「通常の職員採用試験」と、それとは別に、かつて国鉄民営化や拓銀破たんを背景とした雇用確保を目的に特別な採用選考が行われ、また最近話題となっている、法が定める障がい者雇用の推進を目的に特別な採用選考が実施をされていることは、これは広く道民に知られているところですが、 しかし、今回我が党の独自調査で1970年代後半から80年代前半(昭和50年代)にかけて、これまで全く知られていなかった「職員採用特別試験」が行われていたことが明らかになりました。 この採用試験が透明性に課題があると考え、この「職員採用特別中級・初級試験」について具体的に伺って参ります。便宜上、この以降、元号を使いますのであしからずということ最初に言っておきます。</p> <p>1 目的と実施年度について 最初に、特別採用試験の「目的」と「実施年度」を伺います。</p> <p>2 採用予定数について 4回にわたってあったということですが、特別採用試験の「試験案内」には、目安となる「採用予定数」が記載されていたと思いますが、年度毎にお示しをいただきたいと思ひます。</p> <p>採用予定数が記載されていないということは、コネやそれから口利きなどで採用試験を受けて合格をすると、そういうような場合を否定できないのではないのでしょうか。公文書が、しっかりと説明をする責任があるわけで、そうしたものがみつからないとですね、そうしたことが否定をできないような状況というふうに思ひます。</p> <p>3 受験資格について 次に特別採用試験の「受験資格」(対象年齢等)についてはどうなっていたのかについて、昭和53年度を例として、中級・初級別に伺ひます。また、昭和53年度に採用される「通常採用試験」の「受験資格」についても併せて伺ひます。</p>	<p>(人事課長) 特別採用試験についてであります。北海道人事委員会が実施する特別採用試験につきましては、「職員の任用の方法及び手続に関する規則」に基づきまして、人事委員会が通常の試験に加えて行う競争試験でありまして、退職者の増加などから、当初の見込みを超える欠員が生じた場合に必要の人員を確保するため、各任命権者の要請を受けて行われるものでございます。 実施年度につきましては、人事委員会に照会したところ、特別採用試験は、昭和52年度、昭和53年度、昭和59年度、平成21年度に実施されたものと承知しております。</p> <p>(人事課長) 採用予定数についてであります。人事委員会が作成しました北海道職員採用特別中級・初級試験における試験案内によりますと、昭和59年度の採用予定数は、中級・一般行政が約45名、初級・一般事務が約15名であり、また、平成21年度の採用予定数は、中級・一般行政が約40名となっているところでございます。 なお、昭和52年度、昭和53年度につきましては、採用予定数が、試験案内に記載されていないところでございます。</p> <p>(人事課長) 受験資格についてであります。人事委員会が作成した昭和53年度の特別採用試験案内によりますと、昭和53年7月の採用を目的としておりまして、中級・一般行政職は、昭和53年4月1日現在で満20歳から満26歳の者、初級・一般事務は、満18歳から満22歳の者となっております。 また、昭和53年度に採用される昭和52年度の通常採用試験案内によりますと、昭和53年4月以降の採用を目的としておりまして、中級試験は、昭和53年4月1日現在で、満20歳から満26歳の者、初級試験は、満18歳から満22歳となっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 留意事項について 年齢だけでは違いがよくわからないので、特別採用試験の「試験案内」の冒頭部分に書かれている共通の「留意事項」、これが記載されていると思うのですが、昭和53年度を例に原文のままお示ください。</p> <p>(再1) 4 留意事項について 「原則として」とは付いてはありますが、受験出来ないということで、現役学生を排除しています。社会人や浪人生などに限定しているところは、問題だと考えるんですけどいかがですか。</p> <p>「人事委員会に責任を」ということなんですけれども、実際はですね、先ほど答弁されたように、各任命権者の要請を受けて行われるものなんです。その要請がなければ、人事委員会が試験をすることはないわけですね。そこところは誤解のないようにくれぐれも申し上げておきたいというふうに思います。</p> <p>5 受付期間について 特別採用試験の「受付期間」はそれぞれ何日間だったのか、次にお示しいただきたいと思います。 また、当該年度の「通常採用試験」の「受付期間」についても併せて伺います。</p> <p>6 試験地について 通常試験に比べて、特別試験は短くなっています。この特別試験の初級職の「1次試験地」、試験地や箇所数というのはどうなっているのか伺います。通常試験の「1次試験地」と併せて、比較してお答えください。</p> <p>(再1) 6 試験地について そうしますと、昭和52年度、昭和53年度は受付期間がわずか3日間に限られておりまして、しかも試験地が札幌市の一箇所ということですが、広く平等の条件で公開されるということが試験にとっては必要だと思うんですけども、これで公正な試験と言えるのでしょうか。</p> <p>知事部局から、申請、要請をしなければ、人事委員会は試験をすることはできません。人事委員会の責任をことさら強調されても、それは知事部局の責任逃れにとられるだけです。</p>	<p>(人事課長) 留意事項についてであります。人事委員会が作成した試験案内を読ませていただきます。「この試験は、道の地方に所在する出先機関に昭和53年7月中に勤務できる者を対象として実施するものです。したがって、大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校並びに高等学校に在学中の者は原則として受験できません」と記載されているところでございます。</p> <p>(人事課長) 受験資格についてであります。人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づきまして設置された行政委員会でございます。中立的・専門的な人事行政機関として、採用試験を実施しております。特別採用試験の実際の実施方法につきましては、独立の機関である人事委員会が、その責任と権限の中で検討され、行われているものと承知しております。</p> <p>(人事課長) 受付期間についてであります。試験案内によりますと、昭和52年度の特別採用試験につきましては、4月21日から23日までの3日間、昭和53年度は、5月8日から10日までの3日間、昭和59年度は、8月20日から24日までの5日間、平成21年度は、4月21日から5月8日までの18日間となっているところでございます。 また、当該年度に実施された通常採用試験ですが、昭和52年度の中級試験を例示すると、7月5日から14日までの10日間、昭和53年度は、7月5日から14日までの10日間、昭和59年度は、8月27日から9月3日までの8日間、平成21年度は、5月11日から5月22日までの12日間となっているところでございます。</p> <p>(人事課長) 試験地についてであります。昭和52年度、昭和53年度、昭和59年度、平成21年度に行われた特別採用試験の試験案内によりますと、第1次試験地は、いずれも札幌市1箇所となっております。 また、同年度に行われた通常採用試験の第1次試験地は、中級・一般行政では、札幌市のみ、初級・一般事務では、14支庁所在地で実施しております。</p> <p>(人事課長) 受付期間や試験地についてであります。先ほども答弁させていただいたとおり、人事委員会は、法に基づく独立した人事行政機関として、採用試験を実施しているところでございます。 特別採用試験の実際の実施方法につきましては、人事委員会が、その責任と権限の中で検討され、行われているものと承知しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>7 競争倍率等について 2年連続で行われた昭和53年度の「特別試験」の競争倍率はどうだったのか。昭和53年度に採用される「通常試験」の競争倍率と比較して、試験区分ごとにお示しください。また、昭和53年度の特別試験による採用者が全体の採用者に占める割合はどうなっているか試験区分ごとにご伺います。</p> <p>8 人事管理関係書類の保存について 結局、わずかな採用に適用されたわけではないですね。 ところで、今回の質問の肝となるところなんです。職員の採用決定などの人事管理関係書類の保存期間はどのようになっているのでしょうか。また、実際はどのようにして管理をされていますか。</p> <p>この質問に際してですね、この資料の提出を求めたところ、マイクロフィルム化しているということで、提出されないものがありました。それで、委員長におかれましては、この調査を進めて、調査後、直ちに報告するようにお取りはからいをしていただきたいと思っております。</p> <p>(委員長) 議事進行の都合により暫時休憩いたします。各派理事のみなさんは委員長席前にお集まりください。</p> <p>～理事会開催～</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま真下委員からの資料要求についてでございますが、これにつきましては後日理事者側から資料を提出させていただくということで、理事会で決定をいたしましたので報告をさせていただきます。それでは質疑を続行いたします。</p> <p>9 認識について 職員採用に関しては、競争試験で採用するわけですから、この時には不特定多数の中から適格者を選択する方法で、広く平等の条件で公開されなければなりません。受験資格の制限は必要最小限であることはもとより、社会通念上納得のいくものであることが必要となります。ところが、今回初めて明らかになったこの特別試験というのは、特に昭和の時代の3回の特別採用試験については、今回の質疑で明らかになったとおり、1つは「受験資格」を実質的に社会人や浪人などに限定した上で、わずか3日間の受付期間に限定していること、これは今問題になっている医学部入試の女性や浪人生への差別的な扱いに近いものがありますが、こうしたことが問題だと考えます。それから2つめには、札幌市へのみの1次試験地の設定、加えて昭和52・53年度については「試験案内」に採用予定数の記載すらございません。他方、昭和52・53年度の「通常採用試験」の競争倍率は、中級・初級いずれもですね、10～20倍を超える高倍率で、道職員への道はとて狭き門だった時代なんです。そうした時にですね、本当に透明な試験だったのかどうかということが今回問われています。</p> <p>(次項に続く)</p>	<p>(人事課長) 採用試験の競争倍率についてでございますが、人事委員会が保管している採用試験実施結果によりますと昭和53年度に行われた特別採用試験に関して、まず、最終競争倍率は、中級・一般行政で9.9倍、初級・一般事務で11.1倍、初級・水産では、2.0倍でありまして、昭和53年度採用に向け、昭和52年度に行われた通常試験の競争倍率は、中級・一般行政で14.4倍、初級・一般事務で18.8倍、初級・水産で5.4倍となっております。</p> <p>また、特別採用試験の採用者数につきましては、中級・一般行政で95人となっております。通常試験の採用者124人と合わせた全体に占める割合は約43%となっております。同様に初級・一般事務では、34人、約26%、初級・水産では、3人、30%となっております。</p> <p>(人事課長) 人事管理に関する書類の保存についてでございますが、平成27年度の公文書管理の規則の見直しにより、職員の採用決定など「職員の進退」に関する文書についても、永年保存から30年に改正されたところでございます。</p> <p>「職員の進退」に関する文書は、職員情報の管理の面で、保管する必要がありますことから、30年の期間満了後も保管しており、マイクロフィルム化しているところでございます。</p> <p>(職員監) 採用試験についてでございますが、職員の採用については、独立した人事行政の専門機関である人事委員会におきましてその責任と権限により実施されており、地方公務員法で定める平等取扱の原則や能力実証主義の原則に基づきまして、実施されているものと承知をしております。</p> <p>特別採用試験については、退職者の増加などから、当初の見込みを超える欠員が生じた場合に必要の人員を確保するため、各任命権者の要請を受けて、人事委員会が通常試験に加えて行う競争試験でございます。その実際の取扱いについては、独立の機関である人事委員会が、その責任と権限の中で検討され、行われているものと承知をさせていただきます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>そうした中で行われた「特別試験」の競争倍率は今、答弁にもありましたように「通常試験」より低倍率で、特に昭和53年度に採用される試験である「初級事務」は「通常試験」の半分程度にとどまり、水産に至っては、「通常試験」の5.4倍に対し、なんと2倍にとどまるという、こうした信じられない数字が出ています。広く知らされていないかというこの現れではないかと考えているところです。</p> <p>さらに、昭和53年度の「特別試験」採用者の全体利用者に占める割合は中級が43%、初級が26%、水産が30%と異常に高くなっているわけです。通常の競争試験ではないということですね。</p> <p>以上の結果からも、道民目線で考えますと道の「特別採用試験」は社会通念に照らしても極めて不自然で、一部の限られた受験者が有利となるような不公平・不透明なものと言わざるを得ないと考えます。職員監の認識を伺います。</p> <p>職員監の今の答弁で、ことさら、要請した側の知事部局には問題がないんだと、人事委員会が責任と権限を持って実施をしているということを繰り返されたと思うんですけども、そうではありません。そうではないんです。</p> <p>前年度といいますが、昭和51年度、417人の欠員を来していましたが、要請がないものだから、人事委員会はこの特別採用試験を行った形跡はございません。</p> <p>ところが、知事部局の要請を受けて、昭和52年度333人の欠員、昭和53年度386人の欠員、この大量欠員に際して、知事部局が試験を要請しているわけです。その事実から目をそらしてはならないと思います。</p> <p>そもそもこの特別採用試験が実施された背景と原因というのは、知事部局において退職者や採用辞退者の見込みを大幅に見誤ったということがあってはないかと思えますし、任命権者である知事部局の要請を受けた人事委員会は実施計画を策定して執り行うものですが、そこに責任を帰すにはあまりにも問題があるというふうに言わざるを得ないと思います。</p> <p>そして、平成21年度の北海道職員特別採用試験実施計画については、北海道知事から特別採用試験の実施要請があったとこのように明記をされています。</p> <p>ですから、知事から要請がないと出来ない訳でして、このことについては知事にも直接お伺いしたいと思えます。</p>	